

# インターンシップ支援事業費補助金 Q & A

## <目次>

1.【補助対象者について】		
Q1	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲とは何か。	3
Q2	特定非営利活動法人（NPO法人）は本補助金の対象となるか。	3
Q3	社会福祉法人は本補助金の対象となるか。	3
Q4	共同事業体（JV）は本補助金の対象となるか。	3
Q5	個人事業主は本補助金の対象となるか。	3
Q6	岩手県内に本社を有する企業が、当該企業の県外事業所で補助対象の取組を実施する場合、本補助金の対象となるか。	3
Q7	本社が県外にあるが、岩手県内の事業所は本補助金の対象となるか。	3

  

2.【補助要件について】		
Q8	交付申請前に、シゴトバクラシバいわてに企業情報を登録していなければ交付申請できないか。	4
Q9	支援を受ける専門家・企業は、県内在住又は在勤の者でないといけないか。	4
Q10	同一年度内に複数回、同一事業者が本補助金を受けることは可能か。	4
Q11	補助金交付申請前に専門家とコンサルティング契約を締結していた場合、本補助金の対象となるか。	4
Q12	補助金交付申請時点で県税を滞納しているが、補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。	4
Q13	県税が非課税の場合、「県税に未納がないことの証明書」の提出は不要か。	4
Q14	前年度までに県の補助金の交付決定を受けているが、本補助金は申請可能か。	4
Q15	国や県の他の助成金、補助金などと併用することは可能か。	4

  

3.【補助対象経費について】		
Q16	既に実施している取組については対象となるか。	4
Q17	コンサルティング費用とは具体的にどのようなものが補助の対象となるか。	5
Q18	就職・転職・進学情報の提供や人材派遣・人材紹介などを主業務とする企業が提供するインターンシップ実施支援プラン（仮称）を活用した取組は補助の対象となるか。	5
Q19	令和6年度に専門家の伴走支援を受けて事業計画書を作成し、令和7年度にインターンシップ実施とする場合のコンサルティング費用は補助の対象となるか。	5
Q20	専門家が営業車で移動した場合の交通費は補助の対象となるか。	5
Q21	専門家がレンタカーで移動した場合の交通費は補助の対象となるか。	5
Q22	宿泊費に上限はあるか。	5

Q23	広報に係る経費とは具体的にどのようなものか。	5
Q24	就職・転職・進学情報の提供や人材派遣・人材紹介などを主業務とする企業が運営するインターンシップサイトへの広告掲載費用は補助の対象となるか。	5
Q25	専門家の伴走支援を受けずにマッチングサイトへの掲載等広報に係る経費は補助対象となるか。	5
Q26	インターンシップ実施に係る自社の社員の人件費は、補助対象となるか。	5
Q27	対象経費を税抜とする理由を教えてください。	6
Q28	交付決定前に事業着手（コンサルティング契約等）した分は補助対象か。	6

#### 4.【補助対象期間について】

Q29	専門家によるコンサルティングを2月1日から4月30日までの3か月実施したい。年度が変わる4月分については、補助対象となるか。	6
-----	--	---

#### 5.【補助金請求について】

Q30	インターンシップ支援事業計画書で示した期間の満了前にやむを得ず事業を終了した場合補助金は支給されるか。	6
Q31	補助金請求時に提出する書類の中で、「その他知事が必要と認める書類」とあるが、どのようなものを提出するのか。	6
Q32	支出を確認できる書類を紛失又は未作成の場合支給対象となるのか。	6
Q33	実績報告の際に領収書を提出することとなっているが、口座振込の場合も領収書が必要か。また、口座引き落としの場合はどうすれば良いか。	6
Q34	ポイント等を経費の支払いに充当した場合はどうなるか。	7

#### 6.【その他】

Q35	本補助金は次年度以降も実施するのか。	7
Q36	補助対象経費が90万円を超える場合において、90万円を超える経費については見積書の提出は省略できるか。	7

## 1.【補助対象者について】

**Q 1** 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の範囲とは何か。

**A 1** 次の表の資本金の額又は出資の総額若しくは常時使用する従業員の数のいずれかに該当する事業の範囲を指しています。

業種	中小企業者 ※以下の <u>いずれか</u> を満たすこと。	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④以外）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

**Q 2** 特定非営利活動法人（NPO 法人）は本補助金の対象となるか。

**A 2** **対象となります。** 特定非営利活動法人（NPO 法人）は、法人税法上の公益法人等とみなされることから（特定非営利活動促進法第 70 条第 1 項）、本補助金の対象となります。

**Q 3** 社会福祉法人は本補助金の対象となるか。

**A 3** **対象となります。** 社会福祉法人は、法人税法上の公益法人等に該当することから（法人税法第 2 条、別表 2）、本補助金の対象となります。

**Q 4** 共同事業体（JV）は本補助金の対象となるか。

**A 4** **対象となりません。** 共同事業体は、民法上の組合の一種と考えられ、法人格を有しないことから、本補助金の対象とはなりません。

**Q 5** 個人事業主は本補助金の対象となるか。

**A 5** **対象となりません。** 個人事業主は、法人税法上の公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当しません。

**Q 6** 岩手県内に本社を有する企業が、当該企業の県外事業所で補助対象の取組を実施する場合、本補助金の対象となるか。

**A 6** **対象となりません。** 岩手県内に本社を有する企業や主たる事業所等を置く企業等であって、岩手県内の事業所等において、補助対象の取組を実施することが必要です。

**Q 7** 本社が県外にあるが、岩手県内の事業所は本補助金の対象となるか。

**A 7** **対象となりません。** 本補助金は、岩手県内に本社又は主たる事業所を置く企業等を対象としています。

## 2.【補助要件について】

**Q 8** 交付申請前に、シゴトバクラシバいわてに企業情報を登録していなければ交付申請できないか。

**A 8** 交付申請前に企業情報の登録手続きが済んでいない場合は、シゴトバクラシバいわての企業情報登録申請画面の写しの提出が必要です。

**Q 9** 支援を受ける専門家・企業は、県内在住又は在勤の者でないといけないか。

**A 9** 県内在住または在勤の専門家・企業が望ましいですが、見つからない場合は、県外の者でも構いません。

**Q 10** 同一年度内に複数回、同一事業者が本補助金を受けることは可能か。

**A 10** 受けられません。

**Q 11** 補助金交付申請前に専門家とコンサルティング契約を締結していた場合、本補助金の対象となるか。

**A 11** 対象となりません。

**Q 12** 補助金交付申請時点で県税を滞納しているが、補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。

**A 12** 交付決定することはできません。

**Q 13** 県税が非課税の場合、「県税に未納がないことの証明書」の提出は不要か。

**A 13** 必要です。県税非課税の場合であっても、「県税に未納がないことの証明書」は発行されます。県税窓口にて発行を受け、御提出ください。

**Q 14** 前年度までに県の補助金の交付決定を受けているが、本補助金は申請可能か。

**A 14** 申請可能です。

**Q 15** 国や県の他の補助金、助成金などと併用することは可能か。

**A 15** 可能です。ただし、他の補助金・助成金を受けている費用に対して、重複して補助することはできません。他の補助制度等と併用する場合は、収支予算書にその旨を明記して申請してください。なお、併用するほかの補助制度等において、補助率等が変わる場合や併用ができない場合がありますので個別に確認してください。

## 3.【補助対象経費について】

**Q 16** 既に実施している取組については対象となるか。

**A 16** 対象となりません。本補助事業により行う新たな取り組みが対象となります。ただし、既に実施している取組等の見直しを行う場合には補助対象となります。（例：インターンシッププログラムの見直しを専門家のコンサルティングを受けて行う場合など。）

※ 他の補助金・助成金を受けている費用に対して、重複して補助することはできませんのでご注意ください。

**Q17** コンサルティング費用とは具体的にどのようなものが補助の対象となるか。

**A17** 自社のインターンシッププログラムの新規作成または見直しに係る専門家のコンサルティング費用が補助の対象となります。

**Q18** 就職・転職・進学情報の提供や人材派遣・人材紹介などを主業務とする企業が提供するインターンシップ実施支援プラン（仮称）を活用した取組は補助の対象となるか。

**A18** 対象となります。

**Q19** 令和6年度に専門家の伴走支援を受けて事業計画書を作成し、令和7年度にインターンシップ実施と  
する場合のコンサルティング費用は補助の対象となるか。

**A19** 対象となりません。令和6年度に計画を作成し、当該年度中にインターンシップを行うことが必要です。

**Q20** 専門家が営業車で移動した場合の交通費は補助の対象となるか。

**A20** 対象となる場合があります。一般職の職員等の旅費に関する条例第15条により、往復の行程が40km未満の場合は、対象外となります。ただし、コンサルティング企業が提供するインターンシップ実施支援プラン（仮称）に専門家の旅費が含まれる場合は、補助の対象外となります。

**Q21** 専門家がレンタカーで移動した場合の交通費は補助の対象となるか。

**A21** 対象となる場合があります。一般職の職員等の旅費に関する条例第15条により、往復の行程が40km未満の場合は、対象外となります。ただし、コンサルティング企業が提供するインターンシップ実施支援プラン（仮称）に専門家の旅費が含まれる場合は、補助の対象外となります。また、レンタカーの借料金は補助の対象外です。

**Q22** 宿泊費に上限はあるか。

**A22** 1泊あたり9,800円が上限となります。

**Q23** 広報に係る経費とは具体的にどのようなものか。

**A23** 専門家の伴走支援を受けて実施するインターンシップの募集に係る企業PRの動画やパンフレット等制作に係る経費を想定しております。

**Q24** 就職・転職・進学情報の提供や人材派遣・人材紹介などを主業務とする企業が運営するインターンシップサイトへの広告掲載費用は補助の対象となるか。

**A24** 専門家の伴走支援を受けて作成した企業PRの動画等を掲載する場合は補助の対象となります。

**Q25** 専門家の伴走支援を受けずにマッチングサイトへの掲載等広報に係る経費は補助対象となるか。

**A25** 対象となりません。専門家の伴走支援を受けて行う広報に係る経費が補助対象となります。

**Q26** インターンシップ実施に係る自社の社員の人件費は、補助対象となるか。

**A26** 対象となりません。

**Q27** 対象経費を税抜とする理由を教えてください。

**A27** 税込で補助した場合、補助事業者が課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除した場合は当該補助事業者が仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになるため、税抜で補助を行います。

**Q28** 交付決定前に事業着手（コンサルティング契約等）した分は補助対象か。

**A28** 対象となりません。補助金交付決定後に事業着手（コンサルティング契約等）を行ってください。

#### 4.【補助対象期間について】

**Q29** 専門家によるコンサルティングを2月1日から4月30日までの3か月実施したい。年度が変わる4月分については補助対象となるか。

**A29** 対象となりません。インターンシップ支援事業計画書に基づいて取組を開始した年度において事業主が負担した経費が補助対象となり、翌年度分に係る経費については対象外となりますのでご留意願います。

#### 5.【補助金請求について】

**Q30** インターンシップ支援事業計画書で示した期間の満了前にやむを得ず事業を終了した場合、補助金は支給されるか。

**A30** 変更を行う14日前までに、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、承認が得られたものについては、実際に取組を行った期間に係る対象経費は支給されます。

**Q31** 補助金請求時に提出する書類の中で、「その他補助金の交付額確定に必要な書類」とあるが、どういったものを提出するのか。

**A31** 県が交付額を確定する際、補助金交付要綱別表2で定める書類のみでは不十分な場合、追加資料を提出していただきます。別途、県から事業主へ提出を依頼します。

**Q32** 支出を確認できる書類を紛失又は未作成の場合支給対象となるのか。

**A32** 支出が確認できませんので、理由の如何を問わず当該部分については支給できません。

**Q33** 実績報告の際に領収書を提出することになっているが、口座振込の場合も領収書が必要か。また、口座引き落としの場合はどうすれば良いか。

**A33** 振り込みの記録（支払日、金額、相手方、振り込み依頼人の名義がわかるもの）の提出で領収書の代替とすることができます。

ネット銀行の場合、「振込完了画面」や「取引明細照会画面」、入出金明細一覧の帳票などの支払日、支払先、支払金額等が確認できるものを提出してください。口座引き落としの場合、通帳の表紙と当該ページ（当該行以外は黒塗りで良い）の写しを提出ください。

**Q34** ポイント等を経費の支払いに充当した場合はどうなるか。

**A34** 原則、振り込みや現金により支払うようにしてください。ポイントや商品券等を金額の一部または全部に充当した場合、その分を差し引いて実際に補助事業者が負担した金額が補助対象となります。

## 6.【その他】

**Q35** 本補助金は次年度以降も実施するのか。

**A35** 未定です。

**Q36** 補助対象経費が 90 万円を超える場合において、90 万円を超える経費については見積書の提出は省略できるか。

**A36** 省略はできません。事業計画に記載されている取組に係る経費については、必ず見積書の提出をお願いします。